

## 吉田寮現棟の明渡請求訴訟について

本学は平成 31 年 4 月 26 日に、本学ホームページでも公表したとおり、20 名の学生を相手方として、京都地方裁判所に吉田寮現棟（旧食堂棟を含む。）の明渡しを求める訴訟を提起した。本学は平成 29 年 12 月 19 日に「吉田寮生の安全確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を役員会において決定し吉田寮問題に取り組んできたところであるが、明渡請求訴訟を提起したこの時期に、そこに至った経緯と背景、また、吉田寮問題に関わる本学の基本的な考え方を、改めて以下に示しておくこととしたい。

### （1）退舎期限後の現棟の状況

「基本方針」において吉田寮に入舎しているすべての学生の退舎期限を平成 30 年 9 月末日としたが、本学は、同年 8 月 28 日に、「『吉田寮生の安全確保に関する基本方針』の実施状況について」を発出し、それまでの吉田寮問題の経緯（平成 27 年 7 月以来、本学からの 5 回にわたる入寮募集の停止要請が無視され、「基本方針」決定後も入寮募集が強行されたことにより、危険な吉田寮現棟（以下「現棟」という。）の居住者が増え続けたことなど）を既に示した。以下では、現棟に関する退舎期限以降の主要な経緯を示す。

#### ■ 退舎期限後の状況

本学は、平成 30 年 10 月 1 日、同月 15 日、12 月 3 日の三度にわたり吉田寮に「退舎通告」を掲示し、吉田寮に残留しているすべての学生に対して退舎を促した。また、退舎期限を過ぎてからも、希望する学生には代替宿舎を斡旋することを通知し続けてきた。

それにもかかわらず、吉田寮自治会（以下「自治会」という。）名義の抗議活動や抗議文書の発出が続けられ、吉田寮に残留し続ける姿勢が示された。なお、同年 11 月 9 日には、一部の寮生らが本部棟前で、建物から出てきた厚生補導担当副学長らを取り囲み、退勤しようとする副学長らがタクシーに乗車・発車しようとするのを激しく妨害し、警察に通報せざるを得ない状況が生じた。

#### ■ 二度の占有移転禁止の仮処分執行

以上のような状況のなか、本学は寮生の安全確保を期するために、平成 30 年 12 月 20 日に京都地方裁判所に対して、同年 3 月までに自治会から提出された名簿及びその後の本学の調査に基づき、本学学生 41 名を債務者として特定した現棟（旧食堂棟を含む。）の占有移転禁止の仮処分命令の申立てを行い、同裁判所による仮処分決定を受けて、平成 31 年 1 月 17 日に仮処分が執行された。

この 1 回目の仮処分執行の際には、在寮者らが 41 名の債務者ら以外の居住者もいると述べるなど、申立てをした 41 名以外の者が現棟（旧食堂棟を含む。）を占有していることを窺わせる事情が裁判所の執行官によって確認された。

このため、本学は平成 31 年 2 月 13 日に債務者不特定の占有移転禁止の仮処分命令の申立てを京都地方裁判所に対して行い、同年 3 月 4 日にこの 2 回目の仮処分が執行された。その結果、1 回目の仮処分で確認された 41 名以外に、40 名の本学学生が現棟（旧食堂棟を含む。）を占有していることが確認された。それと同時に、この 2 回目の仮処分執行において、1 回目で占有が確認された学生のうちの一部の学生については、占有が再び確認された。

この二度の仮処分執行で、現棟（旧食堂棟を含む。）に立ち入ることができたのは、裁判所の執行官らのみであり、本学の代理人弁護士や職員は自治会に玄関口からも出ていくよう言われ、立ち入りを拒絶された。また、この裁判所執行官による 2 回目の占有の確認は、執行官が作成した調書によれば、執行官が現棟（旧食堂棟を含む。）の占有者を特定するために、民事保全法上認められている方法により現棟（旧食堂棟を含む。）に立ち入り個別の部屋の確認を行おうとしたところ、自治会がこれを拒絶したため、自治会が執行官に提示した部屋割り表により行われた。ところが、その部屋割り表に名前が記載されていた者の中には、本学の斡旋によって既に代替宿舎に転居していたはずの者が相当数含まれていた。しかし、これらの者の中には、仮処分執行後に「自分は現棟には住んでいない」と厚生課窓口に出してくる者が相当数あり、居住者の正確な把握もできていないようでは自治会が責任ある自治を行っているとは到底言えないことが改めて露わとなった。

本学は、いずれの仮処分執行後にも、ホームページ及び記者会見で、執行について説明するとともに、残留している学生諸君の賢明な判断と即刻の退居を求めた。その結果、現棟に残留していた一部の学生は呼びかけに応じて退舎したものの、いまだに多くの学生が危険な現棟に居住し続けているという状況に大きな変化は生じていない。

## （２） 「今後のあり方」の決定

「基本方針」は現棟だけでなく、新棟からもすべての学生が退舎することを求めていた。これは、自治会が現棟と新棟それぞれの居住者を区別して明らかにしてこなかったことや、随時の部屋替えも行われていたこと、そしていずれの棟にも本学の職員が立ち入って居住者を確認することができなかったことによる。

しかし、現棟（旧食堂棟を含む。）に関する占有移転禁止の仮処分執行の過程において、新棟を切り離して対処することがある程度可能になったと判断し、本学は平成 31 年 2 月 12 日に「吉田寮の今後のあり方について」（以下「今後のあり方」という。）を役員会において決定し公表した。

### ■ 新棟居住の 6 条件

「今後のあり方」で、本学は問題の解決を図るため、新棟について一定の条件の下で居住を可能とする新しい方針を提示した。すなわち、平成 29 年 12 月 19 日に当時の自治会から提出された寮生名簿に記載があり、新棟又は現棟に現に居住している学生のうちで、次の 6 条件の遵守を誓約する者には新棟での居住を正式に認めることとした。

1. 氏名・所属及び新棟の居住する居室を明らかにした上で、本学職員による居住実態の確認を受けること。また、退居時にも同様の確認を受けること。
2. 暫定的な寄宿料月額 400 円と光熱水料を、学生が個々に本学に納付すること。
3. 管理上必要な場合には、本学教職員の新棟への立ち入りを認めること。
4. 寮生又は寮生の団体として入寮募集を行わないこと。
5. 管理上やむを得ない事由があつて本学が指示したときは、定められた期限までに新棟から退居し、本学が措置する代替宿舎その他の住居に転居すること。
6. 現棟（旧食堂棟を含む。）に立ち入らないこと。

以上の条件は、現棟のここに至った状況を顧みて、新棟が将来その轍を踏むことなく、本学寄宿舎における安全を常に確保し得るよう、本学としてどこに誰が居住しているかを把握し、災害時の対応や施設・設備の適切な維持・管理等を行う上で順当なものである。しかし、現在までに、これらの条件の遵守を誓約して正式に新棟に居住することになった者はいない。

#### ■ 自治会の「現棟居住取りやめ」表明

「今後のあり方」の決定に対して、自治会は平成 31 年 2 月 20 日付で「表明ならびに要求」（以下「表明」という。）を発出し、「本年 5 月末を目途として現棟における全寮生の居住を取りやめる」ことを表明した。

しかしながら、この居住取りやめには「清掃や点検といった吉田寮自治会による従来通りの現棟の維持管理を行うことを大学当局との合意にいたることをもって」という前提条件が付されていた。学生の安全確保に対して責任を負う本学としては、老朽化が甚だしく極めて危険な現棟の状態を顧みることなく、そこに学生が引き続き立ち入ることを条件とするような自治会の「表明」を、到底受け入れることができない。それゆえ、本学は、同年 3 月 13 日に「吉田寮自治会の『表明ならびに要求』について」を発して、その旨を明言し、現棟からの即時かつ無条件の退去を改めて求めた。

また、「表明」では現棟居住取りやめのためのもう一つの条件として「安全性の担保されている吉田寮食堂の継続使用」が掲げられていた。しかしながら、旧食堂棟は、現棟と廊下で繋がっており、建物の外に出ることなく現棟と行き来することのできる構造的に一体のものである。今後、上述の 6 条件を満たし、責任ある自治に基づき共同生活の運営を行う意思のある寮生との話し合いが可能となった場合には、旧食堂棟の使用のあり方も検討の対象とすることはあり得るとしても、現時点で旧食堂棟の継続使用を危険な現棟からの退去の条件とするような「表明」は受け入れられないため、本学はその旨も上記 3 月 13 日の文書で明確にした。

### (3) 自治会との話し合いと「責任ある自治」

以上の通り、「基本方針」の決定、退舎期限の到来、占有移転禁止の仮処分執行、「今後のあり方」の決定を経て、今日に至るまで、この間の自治会名での言動は「責任ある自治」を行ってきたとは到底見なし得ず、それゆえに平成30年8月以来、本学と自治会との間の話し合いができない状況となっている。

本学は、共同生活の場である吉田寮の日常的運営は、寄宿する学生の責任ある自治によってなされることが望ましいと考えている。しかし、本学からの5回にわたる入寮募集の停止要請を悉く無視して極めて危険な現棟の居住者を増やし続け、一方的な主張を繰り返すばかりか、副学長らの退勤を実力で妨害してまで自らの望む「話し合い」を強要しようとし、現棟への本学職員の立ち入りを拒絶して誰がどこに住んでいるのかを大学が把握することを拒み続け、現棟への立ち入り継続を退去の条件とするような現在の自治会は、責任ある自治を担い得る団体であるとは見なし得ない。

本学は、「今後のあり方」で記したように、共同生活のための日常的運営について責任ある自治を行う意思のある寮生との話し合いを行う用意があり、自治会がそのための脱皮を果たしてくれることを期待している。

### (4) 明渡請求訴訟の提起

以上のような経緯の下で、本学は役員会決定にもとづき、平成31年4月26日に20名の本学学生を相手方として、現棟（旧食堂棟を含む。）の明渡請求訴訟を京都地方裁判所に提起した。

老朽化が甚だしく極めて危険な現棟に学生が居住し続ける状況を一刻も早く解消するため、本学は、代替宿舍の斡旋や新棟居住の許可要件など、代替案を繰り返し提示してきた。吉田寮に残留しているすべての学生が自らの意思でそれを受け入れて居住場所を確保して現棟から退去すれば、危険極まりない現棟の居住状態は容易かつ即座に解消され得る。また、そうなれば、現在及び将来の本学学生に対して老朽化対策が完了した学生寄宿舎を提供できる時期も早められるはずである。

それにもかかわらず、誠に遺憾なことに、今も現棟に残留している学生がおり、建設的な話し合いができる環境も整わない状況が継続している。

そのため今回、学生の安全確保に責任を負う本学として、問題をこれ以上先送りしないで学生の安全確保を実現することは、もはや本学だけでは不可能であると判断し、やむなく明渡請求の提訴に至ったものである。

なお、今回の提訴で相手方としたのは次の二つの条件の両方に当てはまる学生である。

- ・ 二度の占有移転禁止仮処分執行の両方において、現棟（旧食堂棟を含む。）の占有が確認されていること
- ・ 「基本方針」決定後、代替宿舍への転居手続きを行っておらず、様々な機会での退舎

勧告などの本学からの呼びかけに対して、個人として応答をしていないこと

今後、裁判所において審理が始まることになるが、今回の提訴の相手方 20 名に対しても、本学は代替宿舎を斡旋することとしており、現棟からの退去が確認されたならば、提訴の相手方から除外することも検討する考えである。他方、今回相手方とした 20 名以外の者について、今後の調査により現棟居住者であることが判明する可能性があるが、それらの者に対する対応は、今後の調査や訴訟の状況を踏まえて判断する。

### (5) 吉田寮の今後のあり方の基本的方向性

最後に、今後の吉田寮について、これまで既に示したことを含めて、本学の基本的な考え方の方向性をもう一度提示しておきたい。

- ・ 本学は、新棟に加え、老朽化対策を施した後の現棟を、今後も学生寄宿舍として提供する。その意味で、吉田寮のいわゆる「廃寮」を行うことはない。
- ・ 現棟の老朽化対策にあたっては、建築物としての安全性確保を行うことに加えて、学生寄宿舍としての定員の増加や設備の充実、吉田南構内の教育環境向上や緊急車両入構路の確保、現棟の建築物としての歴史的経緯への配慮を行う。それらの詳細は、今後の検討課題とする。
- ・ 本学が、入退寮者の決定を行い誰がどこに住んでいるのかを把握することなどを通じて、吉田寮の適切な管理を行う。そのうえで、本学学生が入寮後に日常的運営について行う責任ある自治は尊重する。

学生諸君をはじめ本学関係者の十分な理解をお願いするとともに、現棟に今も居住している諸君が直ちに退去するよう強く期待している。

令和元年 5 月 27 日

厚生補導担当副学長 川添 信介

(参考)

- ・ 吉田寮生の安全確保についての基本方針（平成 29 年 12 月 19 日）

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events\\_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2017/171219\\_1.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2017/171219_1.html)

- ・ 「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施状況について（平成 30 年 8 月 28 日）

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events\\_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/180828\\_1.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/180828_1.html)

- ・ 吉田寮の今後のあり方について（平成 31 年 2 月 12 日）

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events\\_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/190212\\_1.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/190212_1.html)

- ・ 吉田寮自治会の「表明ならびに要求」について（平成 31 年 3 月 13 日）

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events\\_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/190313\\_1.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2018/190313_1.html)